2　第二条第五項の登録は、既存住宅状況調査技術者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　既存住宅状況調査技術者講習事務を行う者（以下「既存住宅状況調査技術者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　既存住宅状況調査技術者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　既存住宅状況調査技術者講習事務を開始する年月日

五　既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名

（登録の更新）

第六条　第二条第五項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（既存住宅状況調査技術者講習事務の実施に係る義務）

第七条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により既存住宅状況調査技術者講習事務を行わなければならない。

一　建築士法第二条第一項に規定する建築士であることを受講資格とすること。

二　既存住宅状況調査技術者講習は、毎年度全国的に行うこと。

三　既存住宅状況調査技術者講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四　講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	内容	時間
既存住宅状況調査の概要等	不動産流通市場の現状と国の取組状況、既存住宅状況調査技術者の役割、既存住宅状況調査の概要、公正な業務実施のための遵守事項、情報の開示、既存住宅状況調査の手順、既存住宅売買時における調査結果の活用	二時間
既存住宅状況調査の技術的基準等	既存住宅状況調査方法基準とその詳細、既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査、調査報告書の記入、住宅の瑕疵の事例、検査機器	三時間

五　既存住宅状況調査技術者については、申請により、前号の表の中欄に掲げる内容の一部の受講を免除すること。

六　既存住宅状況調査技術者講習の全部又は一部と同等の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を修了した者については、申請により、第四号の表の中欄に掲げる内容のうち当該同等の内容に相当するものの全部又は一部の受講を免除すること。

七　講義は、第四号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

八　講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

九　修了考査は、講義の終了後に行い、既存住宅状況調査技術者講習として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとすること。

十　既存住宅状況調査技術者講習を実施する日時、場所その他の既存住宅状況調査技術者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

十一　不正な受講を防止するための措置を講じること。

十二　終了した修了考査の合格基準を公表すること。

十三　講習の課程を修了した者に対し、別記様式第二による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

十四　修了証明書の有効期間を当該修了証明書に係る既存住宅状況調査技術者講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年を経過する日までとすること。

十五　既存住宅状況調査技術者及び既存住宅状況調査技術者であった者のうち修了証明書がその効力を失った日から起算して一年を経過しないもの（以下「既存住宅状況調査技術者等」という。）に関する次に掲げる事項を、本人の同意を得て、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

イ　氏名

ロ　勤務先の名称、所在地及び電話番号

ハ　修了証明書の証明書番号及び有効期間

十六　既存住宅状況調査技術者等に対し、前号の規定により公表される事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を既存住宅状況調査技術者講習実施機関に届け出させること。

十七　既存住宅状況調査技術者の処分基準を公正なものとして定めるとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

十八　既存住宅状況調査技術者の処分を行うときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知すること。

十九　既存住宅状況調査技術者が行う既存住宅状況調査に関する住宅居住者等からの相談等の窓口を設置すること。

（登録事項の変更の届出）

第八条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、第五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

（既存住宅状況調査技術者講習事務規程）

第九条　既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した既存住宅状況調査技術者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二　講習事務を行う事務所及び既存住宅状況調査技術者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項

三　講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項

四　講習の受講の申込みに関する事項

五　講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

六　既存住宅状況調査技術者講習委員の選任及び解任に関する事項

七　修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

八　終了した講習の修了考査の合格基準の公表に関する事項

九　修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十　修了証明書の有効期間に関する事項

十一　既存住宅状況調査技術者等に関する情報の公表及び当該情報の変更に係る届出に関する事項

十二　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十三　講習事務に関する公正の確保に関する事項

十四　不正受講者の処分に関する事項

十五　既存住宅状況調査技術者の処分に関する事項

十六　住宅居住者等からの相談等の窓口に関する事項

十七　第十七条第三項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十八　その他講習事務に関し必要な事項